

# 自主防災組織の手引

～安心・安全なまちづくり～



平成24年2月

階上町 総務課



## 目 次

自主防災組織の位置付け	2
自主防災組織はなぜ必要か	3
自主防災組織の役割・機能	4
地区防災計画の立案	5
自主防災活動の内容	6
これからの自主防災組織	10
別紙1 自主防災組織規約の参考例	11
別紙2 地区防災計画の参考例	13
別紙3 要援護者支援プランの参考例	41
別紙4 避難所運営マニュアルの参考例	47

## I 自主防災組織の位置付け

大規模災害において被害を予防・軽減するには、自らが自らを守る「自助」、地域住民相互による「共助」、町、消防等公共機関による救助・支援などの「公助」が有機的に行われることが必要です。

自主防災組織は「共助」の中核となるもので、かつ、「自助」を行う住民個人を直接・間接的に支える地域における基盤組織となるもので、町では町内会による活動として、自主防災組織が結成・運営されることを基本としています。なお、町内会を基本としている理由は、普段から地域における様々な活動の単位となっており、住民相互の交流も日常的に行われていることから、災害時における組織的な活動の単位として適当な規模と考えられるためです。

地域には寝たきりの高齢者、身体障害者など災害に際して支援が必要な方も住んでいます。災害のように緊急性を有する事態では、「公助」が期待できないことも多くあるので、自主防災組織の「共助」の活動は、このような方々の被害を軽減させるのに極めて重要なものです。

災害対策基本法では、自主防災組織は「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（同法第5条第2項）と定義されています。国、地方公共団体は、災害対策基本法、消防法等において、自主防災組織の充実・育成に努めることとされています。

また、住民は、「自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努めなければならない。」（災害対策基本法第7条第2項）こととされています。

## II 自主防災組織はなぜ必要か

小規模な災害においては、個人や隣近所の防災能力で十分対応できますが、大地震のような大規模な災害においては、町、警察、消防など防災関係機関は総力を挙げて防災活動に当たります。しかし、同時多発火災、道路の崩壊、建物の倒壊、断水、停電などにより、その防災活動には限界があります。

このため、特に災害の初期段階においては、個人や隣近所の防災活動や助け合いはもちろん必要なことですが、避難、救出・救助などは町内会など地域が一丸となって組織的に災害に対処することが被害を最小限に食い止めるために必要なことです。



### Ⅲ 自主防災組織の役割・機能

大規模な災害が発生した際、町内会の共助による、避難活動、被災者の救出・救助、初期消火活動、これらの前提となる安否確認や情報の収集・伝達といった自主防災活動が迅速・的確に行われることが必要です。

これらの自主防災活動を行うに当たっては、住民が各自バラバラに行動しても効果は低く、かえって混乱を招くおそれもあります。町内会としての防災力を最大限に発揮するためには、町内住民相互の共通認識に基づく組織的な活動が重要です。このため、その活動母体として、町内住民等による自主防災組織の結成・運営が必要となります。

自主防災組織の結成・運営に当たっては、その町内に住んでいる全ての人々の参加が基本となります。その町内の人々は、日常生活だけでなく、災害時においても自立的な活動の主体であるとともに、意識するとしないとにかかわらず、様々な形で相互につながりを持っています。いわば、その町内における一種運命共同体を形成していると言えます。町内全体として安全を確保するためには、当事者一人一人が主体的に参加することが必要不可欠です。

自主防災組織は、平常時と災害時の両面から活動を計画・実施することが必要です。

平常時には、仮に災害が発生しても、その予想される被害をできるだけ予防・軽減させるような活動が求められます。また同時に、災害が発生したときに備え、町内の防災力が最大限発揮できるような体制・状況を準備・用意するための活動を行います。

災害時には、その時々状況に応じて、町内のために初期消火、救出・救護、避難誘導など様々な対策を機動的に行うことが求められます。

## IV 地区防災計画の立案

地区防災計画は、その地区の実状によく適した実践的なものであることが肝要です。

次に地区防災計画の作成の手順と計画例(別紙2「地区防災計画の参考例」を参照)を示します。

### 1 町内の住民が自分たちの地域の実情をよく知る

防災計画の作成に必要なことは、町内の住民が自分たちの地域の実情を調べたり、話し合ったりして、どういう災害が予測されるか、どこが危険かなどの問題や住民の構成などを明らかにし、それを住民の共通のものとする事です。これは地域の「防災マップ」作りなどを進めることによって可能となります。

### 2 防災上の必要課題を整理する

地域の実状が分かったら、それらの問題を解決するための課題を出し合い、整理し、災害からの危険をなくすうえで何をしなければならないか、何ができるか、ということが最も重要ななどを話し合い、地域の持つ防災上の課題として整理します。

### 3 具体的な対策の決定

地域の持つ様々な防災上の課題が整理されたら、それらを長期的課題と緊急的課題とに分け、具体的な対策を話し合い、決定します。

### 4 地区防災計画として整理する

上記のように対策の内容がまとまったら、それらを地区防災計画として整理します。

## V 自主防災活動の内容

### 1 平常時の活動

#### (1) 家庭で

##### ア 家族会議

日中、災害が発生した場合（家族がバラバラ）

- ・ 家族それぞれの避難場所
- ・ 連絡方法
- ・ その他

##### 夜間等

- ・ 非常持出品
- ・ 担当（火の始末、ブレーカーの切断、就寝者への連絡）
- ・ その他

##### イ 避難場所の確認

#### (2) 地域を知る

##### ア 独居老人世帯等の把握

独居老人等に限らず、日中の在宅者の把握

##### イ 危険箇所の確認

浸水、ブロック塀の倒壊など災害発生時に危険と思われる場所の把握

##### ウ 防災マップの作製

#### (3) 訓練（頭で覚えるのではなく体で覚える）

##### ア 避難訓練

##### イ 炊き出し訓練

##### ウ 初期消火訓練

##### エ 救出救助訓練

##### オ 応急救護訓練

##### カ 避難誘導訓練



#### (4) 予防活動

##### ア 火を出さないために

- ・ 普段から火の始末を心がける
- ・ 地震の直後には、近所に声をかけて確認する

##### イ 危険箇所の解消

例：背の高いブロック塀が生け垣等に落下する恐れのある部分の固定を確認

##### ウ 道路の確保

- ・ 冬期間の排雪
- ・ 違法駐停車の根絶



## 2 災害発生時の活動

### (1) 消火活動

- ア バケツリレー、消火器等による消火
- イ 防火水槽を活用しての消火
- ウ 延焼危険建物の破壊等延焼防止活動
- エ 火災発見のためのパトロール活動

### (2) 救出・救護活動

- ア 要救出者の発見
- イ バール、ジャッキ等による救出
- ウ 搬送路の確保（路上障害物（ガレキ）の除去）
- エ 負傷者の医療機関への搬送

### (3) 避難誘導活動

- ア 避難先への誘導
- イ 高齢者、障害者などの災害時要援護者の避難介助
- ウ 入院患者の避難介助

### (4) 情報の収集・伝達活動

- ア 被害状況の把握及び防災機関への伝達
- イ 2次災害防止のための呼びかけ
- ウ 生活に関する情報の収集及び住民への広報

### (5) 2次災害防止活動

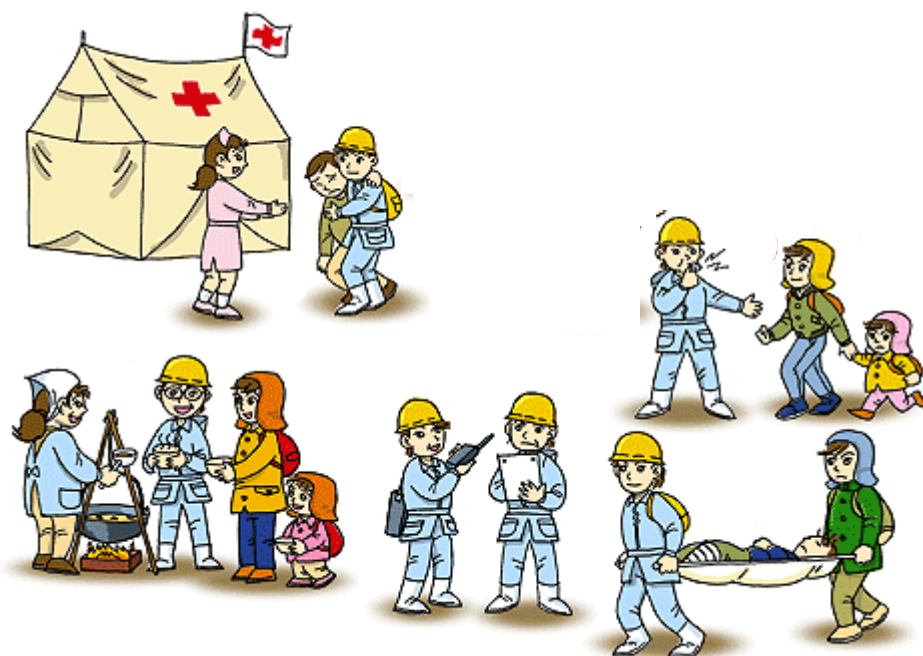
- ア 電気ブレーカーの安全確認
- イ パトロール（夜警）
- ウ 危険箇所の点検、立入禁止措置
- エ 災害時要援護者の2次災害防止支援

(6) 生活維持活動

- ア 活動拠点の設置
- イ 避難所の開放
- ウ 避難者への救援物資等の配布
- エ 避難者の一時受け入れ先の確保
- オ 避難所での炊き出し
- カ 食料等の配布
- キ 給水支援
- ク 災害時要援護者への支援

(7) 他の地域への支援活動

- ア 義援金の贈呈
- イ 物資搬送等のボランティア活動
- ウ 避難者の受け入れ



## VI これからの自主防災組織

### 災害時要援護者への支援

「災害時要援護者」とは、自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力（危険察知能力）、危険を知らせる情報を受け取る能力（情報入手・発信能力）、そういう危険に対して適切な行動をとる能力（危険回避能力）の面で、ハンディキャップをもつ人々の総称です。

具体的には、

- ① 高齢者（一人暮らし、高齢者のみ世帯、寝たきり、認知症）
- ② 障害者（身体、知的、精神）
- ③ 難病患者
- ④ 特殊な治療・ケアを受けている人
- ⑤ 子ども、妊婦
- ⑥ 外国人

等をいいます。要援護者を支援する場合、個々のハンディの種類や程度に即した避難誘導が必要です。

### コミュニティを中心とした、自主防災組織

東日本大震災や阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、頻発する水害など、地域の防災活動を担う自主防災組織の重要性は高まる一方です。

個々の町内で自主防災組織を立ち上げることはとても大切なことですが、大規模な災害が発生した場合は、災害応急対策や災害の復旧・復興に当たって、地域全体の自主防災組織の連携・協力が必要になってきます。

コミュニティを中心に、地域が一丸となって防災活動を行うことが被害を最小限に抑えることにつながります。

別紙1（自主防災組織会則の参考例）

〇〇自主防災会会則

（名称）

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、津波、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 災害に対する予防
- (3) 災害の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策
- (4) 前号に関する訓練
- (5) 資機材などの整備
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇町内会（以下「町内会」という。）内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 班長 若干名
- (4) 防災委員 若干名
- (5) 会計 若干名
- (6) 監事 若干名

2 会長、副会長は、町内会の会長、副会長をもって充て、班長、監事及び会計は町

内会の班長、監事及び会計をもって、防災委員は地区の民生委員・児童委員をもって充てる。

3 役員の任期は〇〇年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う他、次による。

(1) 会長は、本会を代表し平常時及び災害発生時及び災害時における防災活動の指示及び統括を行う。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を行う。

(3) 会計は、本会の金銭の出納及び管理を行う。

(4) 監事は、本会の会計経理を監査する。

(顧問等)

第8条 本会は、事業の実施に当たり専門的なアドバイスを受けるため、顧問又は専門員を設置することができる。

(総会及び役員会)

第9条 総会は、町内会と同時に開催する。

2 役員会は会長が招集する。

3 会長は、必要に応じ役員会に役員以外の者の出席を求めることができる。

(防災計画)

第10条 本会は、第4条に定める事業を実施するための防災計画を作成する。

(会費等)

第11条 本会の会費及び運営に要する経費は、町内会費その他の収入をもって充てる。

(その他)

第12条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附 則

この会則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

## 別紙2（地区防災計画の参考例）

### 〇〇防災会防災計画

#### 第1 目的

この計画は、〇〇防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的・物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

#### 第2 計画事項

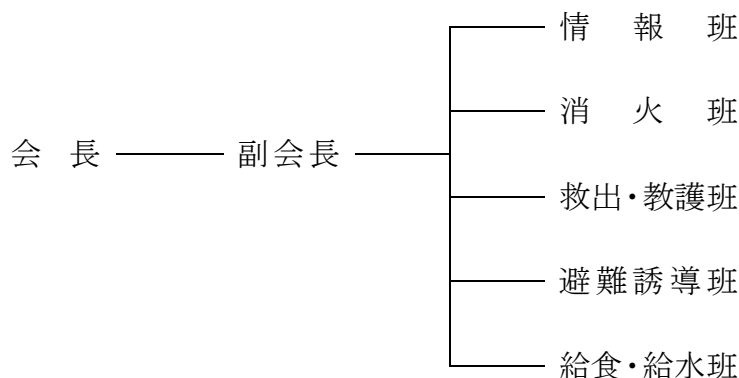
この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 1 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- 2 防災に関する知識の普及に関すること。
- 3 災害危険の把握に関すること。
- 4 防災訓練の実施に関すること。
- 5 情報の収集及び伝達に関すること。
- 6 避難に関すること。
- 7 出火防止、初期消火に関すること。
- 8 救出・救護に関すること。
- 9 給食・給水に関すること。
- 10 災害時要援護者対策に関すること。
- 11 他組織との連携に関すること。
- 12 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。
- 13 その他自主防災活動に必要な事項に関すること。

### 第3 防災組織の編成及び任務分担

#### 1 防災組織の編成

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。



#### 2 任務分担

班	平 常 時	災 害 時
情 報 班	(1) 講習会等の開催や防災チラシを配布するなど防災意識の高揚を図る。 (2) 防災関係機関（町、消防本部、消防団、警察等）や隣接町内会との連絡及び協力体制の確立を図る。 (3) 地震その他災害に関する情報の収集及び伝達方法の確立を図る。	(1) 防災関係機関及び隣接町内会と緊密な連携を図る。 (2) 迅速かつ正確に被害状況を把握し、防災関係機関に連絡する。状況によっては、出動を要請する。 (3) 迅速かつ正確な情報を住民に提供し、混乱を防ぐ。
消 火 班	(1) 各家庭に消火器、水バケツなどの消火機材の整備を啓蒙する。 (2) 消火器の使い方、バケツリレーなどによる消火活動の訓練を行う。 (3) 火気使用設備器具などの正しい使い方の指導及び点検を行う。 (4) 地域内の消火栓、防火用水など消火施設の位置を把握し、周知を図る。	(1) 異常気象時（暴風警報、火災警報など）直ちに各家庭に対し、火の始末を呼びかける。 (2) 火災が発生した場合は、近隣の住民に協力を求め、初期消火に努めるとともに、消防本部へ連絡する。



救 出 ・ 救 護 班	<p>(1) 講習会などを開催し、各家庭における応急処置法や救急薬品の備付けについて指導する。</p> <p>(2) 防災会専用医薬品の整備管理を行う。</p> <p>(3) 最寄りの医療機関との連携を図る。</p> <p>(4) 救助工作用資機材（スコップ、ロープ、ツルハシなど）を確保する。</p>	<p>(1) 負傷者が発生した場合は、近隣住民の協力を得て、安全な場所に搬送し、応急手当を施す。必要により、最寄りの医療機関に搬送する。</p> <p>(2) 状況によっては、防災関係機関に出動を求め、負傷者の救出救護に当たる。</p> <p>(3) 必要に応じて救護所を設置する。</p>
避 難 誘 導 班	<p>(1) 避難の際の心得（方法、用具等）について、各家庭に周知を図る。</p> <p>(2) 種々の災害を想定して安全な避難路、避難場所を定め周知を図る。</p> <p>(3) 災害が発生するおそれのある危険地域を把握し、防災関係機関と連携を図る</p> <p>(4) 避難誘導に必要な用具（メガホン、ロープ、懐中電灯、ラジオなど）を整備する。</p>	<p>(1) 生命に危険が生ずるおそれがあると又は防災関係機関から避難の勧告・指示が発せられたときは、混乱のないよう安全に誘導する。</p> <p>(2) 避難所に誘導したときは、避難者の協力を得て、避難所の設営に当たる。</p>
給 食 ・ 給 水 班	<p>(1) 各家庭の非常食、飲料水などの備蓄を啓蒙する。</p> <p>(2) 災害時における給食給水計画の立案を行う。</p> <p>(3) 炊出用具などの整備点検を行う。</p>	<p>(1) 食糧の炊出し、飲料水の調達配分を行う。</p> <p>(2) 関係機関から救援物資の供給があったときは、それを受入れ配分する。</p> <p>(3) 防疫用薬剤などが必要な場合は、手配と配分を行う。</p> <p>(4) その他必要な物資の調達配分を行う。</p>

### 【編成方法と留意事項】

- 1 組織編成に当たっては、町内の世帯規模等を考慮するなど、地域の実情に応じて班及び班員を置く。
- 2 自主防災本部の運営や各班との連絡調整を行う「総務班」、高齢者、障害者等の災害時要援護者を担当する「要援護者支援班」、あるいは「がけ地巡視班」、「水防班」など、地域の実情に応じた班の設置を検討する。
- 3 大規模な町内会は、いくつかのブロックに分けて編成する方法もある。
- 4 看護師経験者など、町内にいる専門家や経験者の参加を求める。
- 5 昼夜とも自主防災活動に支障がないよう、幅広く参加を求める。
- 6 班員の配置は、特定地域に偏らないようにする。
- 7 町内の事業所と協議の上、その事業所も自主防災活動の中で一定の役割を持ってもらうようにする。

## 第4 防災知識の普及

地域住民の防災知識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

### 1 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織及び防災計画に関すること。
- (2) 地震、火災、水害等の災害の知識に関すること。
- (3) 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
- (4) 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- (5) その他防災に関すること。

### 2 防災知識の普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

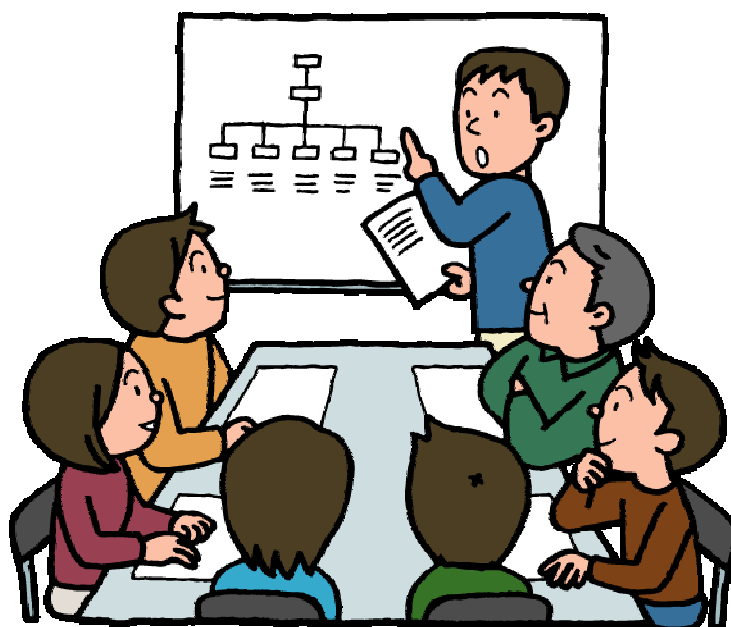
- ア 広報紙、パンフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映画会等の開催
- ウ パネル等の展示

### 3 実施時期

実施時期は、火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の行事に付随する形式で随時実施する。

#### 【防災意識の高揚の留意事項】

- 1 各家庭において、家や塀等の倒壊を防ぎ安全性を確保すること、火を出さないことなどが被害の予防・軽減の上で極めて重要であることについて、実例などにに基づき周知徹底し、各個人・各家庭における当事者意識を喚起すること。
- 2 自主防災組織における役割分担や活動内容、防災全体における位置付けなどについて十分認識してもらうこと。
- 3 単発的、一時的ではなく、繰り返し、継続して取り組むようにすること。
- 4 地域防災をリードする人材の発掘、若い世代や新規メンバーによる意見の採用、幅広い層が参加しやすい地域づくり、他の地域活動やイベントとの連携、対象者に応じた訴求ポイントの工夫(年齢、性別、居住形態など)といった種々の方策を取り入れ、活性化を図ること。



## 第5 地域の災害危険度の把握

災害予防に資するため、次のとおり地域固有の防災問題に関する把握を行う。

### 1 把握事項

把握事項は、次のとおりとする。

- (1) 危険地域、区域等
- (2) 地域の防災施設・設備
- (3) 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- (4) その他必要な事項

#### ※ 災害危険情報(例示)

地理的情報	物的情報	人的情報
<ul style="list-style-type: none"><li>・急傾斜地等(崖、地すべり地など)</li><li>・土石流危険溪流</li><li>・河川、水路、貯水池</li><li>・低地(浸水頻発地域など)</li><li>・津波、高波危険区域</li><li>・狭隘道路、袋小路、橋、トンネル</li><li>・急な坂道、階段</li><li>・埋立地(液状化)</li><li>・孤立性の高い集落など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・倒壊危険家屋</li><li>・木造建物密集地域</li><li>・ブロック塀、石積み擁壁</li><li>・屋外広告物、自動販売機</li><li>・危険物貯蔵所(毒劇物の貯蔵施設等、可燃物など)</li><li>・高架道路、交通量の多い道路</li><li>・駅、大型商業施設など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・一人暮らし、寝たきり、障害者のある人</li><li>・妊産婦、乳幼児</li><li>・外国人</li><li>・透析など定期的治療の必要な人</li></ul>

### 2 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- (1) 町の地域防災計画
- (2) 座談会、講演会、研修会等の開催
- (3) 災害記録の編纂
- (4) その他の方法

### 3 防災マップの検討・作成

地域の災害危険情報を把握した場合は、危険情報、防災施設、防災資源を盛り込んだ町内防災マップを検討・作成する。

#### 【防災マップの作成と手順】

- 1 災害危険情報及び災害時に役立つ情報防災マップは、災害危険情報のほかに、次の表に掲げるような災害時に役立つ情報を盛り込む。

地理的情報	物的情報	人的情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町役場、消防署、警察署</li> <li>・指定避難所(小中学校、集会所、公民館)</li> <li>・防災資機材庫</li> <li>・病院、介護施設など</li> <li>・公園、緑地、空き地など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品、日用品、薬品、燃料などの販売店</li> <li>・重機などを保有している事業所</li> <li>・消火栓、防火水槽、プール</li> <li>・貯水タンク、給水所、井戸</li> <li>・公衆電話、防災無線の設置場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、看護関係者及びその経験者</li> <li>・建設業、修理業等の従事者及びその経験者</li> <li>・民生児童委員、福祉関係者、通訳(外国語、手話)及びその経験者</li> <li>・防災関係機関(消防・警察・自衛隊など)に勤務した経験のある人</li> <li>・アマチュア無線愛好家</li> </ul>

#### 2 作成手順

##### (1) 班分けと作業分担

6～10名程度の班に分かれ、チェックする区域を決める。記録係(写真撮影担当、地図上の記録)や班長なども決める。

##### (2) 事前打合せ

地図上でどの辺りを重点的に歩くかなど、コースを決めたり、チェックのポイントを話したりする。

##### (3) 町内に出る

町内の防災チェックのスタート。災害時に危険だと思われる所、物、逆に安全な所や役に立つものなどを、みんなで調査する。また、写真を撮ったり、情報を地図に記載したりする。子どもの目線で見たり、時々見上げてみると新し

い発見につながることもある。

#### (4) 防災マップ作り

- ・ 班ごとにチェックしてきた結果を地図上にまとめる。
- ・ 班全員で調査結果について検討する。
- ・ カラーペンや付箋紙をうまく使って分かりやすい地図をつくる。
- ・ 地図上に写真、カラーペン、付箋紙などで各種情報を貼り付けていく。
- ・ 透明ビニールシートを地図に貼って油性ペンで情報を記入する方法もある。
- ・ 写真は、ポラロイドカメラの利用やデジタルカメラとプリンターを利用すると時間を待たずに検討に入ることができる。
- ・ 写真は地図の余白などに貼るなどして工夫する。

#### (5) 報告会

- ・ できあがった防災マップを班ごとに話し合い、意見交換をする。
- ・ それぞれに見る視点が違ったり、地図だけでは分からなかった町内の顔が見えてくる。
- ・ 地図上に現れない資源も確認し合える。

### 【防災マップ作成上の利点と運用上の注意点】

#### ○ 利点

- ・ 作成のための調査活動を行うことで、住民の関心を喚起できる。
- ・ 調査成果は、自主防災組織などで作成する地域の防災活動の指針となる。
- ・ 防災マップは定期的に修正する必要があることから、その修正維持活動は、自主防災組織の年間活動の核となる。
- ・ 防災マップの更新活動を行うことで、役員交代などに伴う活動低下を防止できる。

#### ○ 運用上の留意点

- ・ 高齢者、障害者などの災害時要援護者を地図に記載する場合は、個人情報公開することになる場合もあるので、その取扱いについては十分注意する必要がある。
- ・ 防災マップに記載され事柄は、利害対立を含むような項目も多いので、記載事項については十分話し合い、合意を得て置く。

## 第6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行い得るようにするため、次のとおり防災訓練を実施する。

### 1 訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

### 2 個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集・伝達訓練 町内住民の安否、町内の被災状況、災害危険箇所の状況等を調査し、情報を正確かつ迅速に収集し、自主防災本部や町等防災関係機関へ報告するとともに、防災関係機関の指示等を町内住民に伝達する訓練
- (2) 消火訓練 消火用バケツ、消火器等を使用して、火災の初期消火技術を習熟する訓練
- (3) 避難訓練 各人が避難時の携行品や服装等を整えて、屋外へ避難する訓練。また、あらかじめ決められた避難所まで迅速かつ安全に避難する訓練
- (4) 救出・救護訓練 はしご、ジャッキ、バール等の救出用器材の使用方法を習熟する訓練。また、負傷者の応急手当の方法や安全な場所への搬送方法等について習熟する訓練。
- (5) 給食・給水訓練 炊飯装置等の限られた資機材を有効に活用し、食料を確保するとともに、効率的に配給する方法を習得する訓練

### 3 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

#### ※ 発災対応型訓練

発災対応型訓練では、町内全体を訓練会場として、多くの住民の参加により行う。

各人が自宅に待機しているときに「仮想の災害」を発生させる。参加者は、身の安全を確保した上で、家を出て一時避難所に向かうが、その間倒壊家屋の下敷きになっている人を救出し、けが人を担架で運び、火災を消火器や水バケツで消火するなど、付与された状況シナリオに応じて必要な活動を行う訓練。

#### 4 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。具体的には、町内会、コミュニティなどにおける各種行事や催し者など、住民が集う機会を捉えて、防災講話や訓練のコーナーを設けることにより、気軽に住民が参加できる訓練。

#### 5 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。地図の上で、身に襲いかかる災害を想像してみる訓練手法の1つ。

#### 6 夜間訓練

災害は日中に発生するとは限らないため、夜間の時間帯での訓練や夜間を想定した訓練。

#### 7 避難所活用訓練

実際の避難行動やその後の避難生活を想定した訓練。

#### 8 訓練実施計画

- (1) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。
- (2) この訓練実施計画を作成したときは、その写しをの1部を町に提出する。

#### 9 訓練の時期及び回数

- (1) 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間又は防災週間に実施する。
- (2) 訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。



## 【訓練実施上の注意事項】

- 1 基礎的技術の習得から始め、習熟度に応じて応用動作が取れるようステップアップしていく。
- 2 訓練終了後検討会を行い、内容を見直して必要な改善を行う。
- 3 訓練想定を組織員に具体的に示し、できるだけ実際に即した訓練とする。
- 4 高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮した効果的な活動となるよう訓練内容を工夫する。
- 5 町内の事業所等、隣接地区の自主防災組織との共同による訓練や、コミュニティ単位での訓練を必要に応じて行う。
- 6 訓練に当たっては、事故防止に努める。

## 第7 情報の収集及び伝達

被災状況、津波予報及び警報、ライフライン(電気、ガス、水道、電話)の復旧、避難の勧告・指示、救援活動の状況、救援物資の配給などの災害情報を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集及び伝達を次のとおり実施する。

### 1 情報の収集

#### (1) 情報収集

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集する。

#### (2) 情報の収集手段

有線電話、無線電話、テレビ、ラジオ、防災無線、伝令等による。

### 2 情報の伝達

#### (1) 情報伝達

情報班員は、必要と認める情報を町内住民、防災関係機関等に伝達する。

#### (2) 伝達手段

情報の伝達は、有線電話、無線電話、伝令等による。

## 【情報収集・伝達のポイント】

災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、各人においてラジオ、テレビ等により地震・津波情報や気象情報の収集を行うとともに、情報班を中心に町内の巡回等を行い、自主防災本部に関連情報を集約する。本部では、これらの情報に基づき、避難、消火、救助などの必要性や実施方策について判断し、町内住民に伝達・指示等を行う。

- 予め町内で情報を集めて連絡する場所・手段をはっきりさせておく。
- 地震後は根拠のないデマが流れやすく、また、異常な心理状態のため、冷静な判断力が失われることがあるので注意する。
- 高齢者、障害者等の災害時要援護者については、日ごろから連絡体制を構築しておく。
- 内容は正確か、簡潔明瞭か、5W1H（いつ、何が（誰が）、どこで、どうして、どのように）が抜けないようにする。
- 情報を入手した場合は、必ず情報源を確かめ、伝える際には、どこからの情報か明確にする。
- 情報を伝える手段として、メガホン、掲示板、回覧版なども効果的に活用する。



## 第8 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次のとおり避難を行う。

### 1 避難誘導の指示

町長及び現場警察官等から避難勧告等が出たとき、会長は直ちに避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

### 2 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所又は避難所に誘導する。なお、避難誘導に当たっては、秩序正しく行い、警察官等の防災関係機関職員の配置されている場所においてはその指示に従う。

### 3 避難経路、避難場所及び避難所

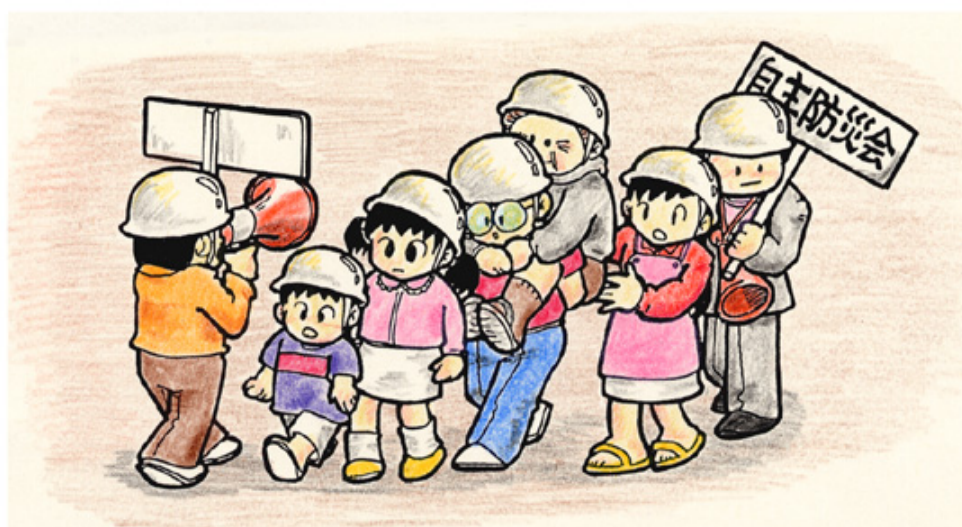
- (1) 避難道路は、〇〇。ただし、〇〇が通行不能等の場合は、××とする。
- (2) 避難場所は、〇〇
- (3) 避難所は、〇〇

### 4 高齢者、障害者等の災害時要援護者の緊急避難

高齢者、障害者等の災害時要援護者は、平常時からよく把握しておき、災害時は、いち早く安全な場所に避難させる。

### 【避難誘導活動の実施要領】

- 1 避難準備情報、避難勧告、避難指示が発令された場合のほか、地域における情報収集の状況等から判断して生命・身体に危険が及ぶおそれがある場合、自主防災会長等が自主防災本部として避難誘導活動の実施を決定する。
- 2 避難誘導班は、自主防災本部からの指示を受けて情報班とともに、メガホンなどにより避難の指示と一時避難先を伝えて回る。
- 3 一時避難先に集まった後、人員の確認を行い、所在不明の者がいる場合は、手分けして安否を確認する。  
※ 避難開始前には、ガスの元栓の閉鎖及び電気のブレーカーの切断など、火災の発生防止を図る。
- 4 避難誘導班を中心として、高齢者、障害者等の災害時要援護者から避難誘導する。また、消火班や救出・救護班などの防災活動従事者は、各人の安全確保上避難が必要となった場合や、従事していた活動が終了した場合においては、情報班、避難誘導班と連携の上避難を行う。
- 5 状況に応じ避難者がはぐれないようにロープを活用し、各人がロープにつかまって避難する。
- 6 携行品は、当座の生活用品及び応急処置に必要なものを入れた非常持出袋などだけとし、身軽に動けるようにする。
- 7 避難途中では、余震などによるブロック塀の倒壊や落下物に注意する。
- 8 町の避難所に到着したら、出発時の人員がそろっているか確認する。



## 【避難準備情報、避難勧告、避難指示について】

### 1 避難準備情報

災害時要援護者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった場合に町が発令する。

災害時要援護者などは、避難所への避難行動を開始する。災害時要援護者など以外のものは、家族等との連絡、非常持出品の用意など、避難準備を始める。

### 2 避難勧告

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合に町が発令する。

通常の避難行動ができるものは、避難所への避難行動を開始する。

### 3 避難指示

前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される場合に町が発令する。

避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに開始する。未だ避難していない住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をとる。



## 第9 出火防止及び初期消火

### 1 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因となるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「家庭防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

- (1) 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓
- (2) 可燃性危険物品等の保管状況
- (3) 消火器等の消火資機材の整備状況
- (4) その他建物等の危険箇所の状況

### 2 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火資機材の配備に努める。

- (1) 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備
- (2) 地震等が発生した際、会員相互に協力して、出火防止の呼びかけ、初期消火の応急措置に努める。

### 【初期消火活動の実施要領】

#### 1 火災を発見したら、大声で「火事だ！」と叫び、まず周囲に知らせる。

周囲の人と協力しながら、消防機関に通報するとともに、自主防災会長等に連絡する。責任を感じて一人で消火しようとするしない。

#### 2 消火班を中心として、周囲の人の協力を得ながら消火活動を行う。

消火器、消火用バケツその他の消火に用いる物品は、家庭から持ち寄り、自主防災資機材等を使用する。また、消火器具だけにとらわれず、消火に使用できるもの(座布団など)を臨機応変に活用する。

#### 3 消火活動は危険を伴うので、従事者の安全を確保の上、消火活動を行う。

- ・ 火災や煙に十分気をつける。これらの影響を防ぐため、風上から消火活動を行う。
- ・ 常に避難経路を確保し、危険な状態に至る前に退避する。
- ・ 火勢や煙の状況などから直接的な消火活動が困難である場合には、周囲への散水などによる延焼防止を主眼に置く。

#### 4 大規模災害の初動期には、消防機関・消防団の到着まで時間を要することも想定されることから、安全が確保される範囲内で消火活動を継続するとともに、延焼拡大しそうな場合などには、その状況を消防機関に随時通報する。

また、消防機関・消防団の到着後は、その指示に従い、消火、延焼防止、避難誘導等に協力する。



## 【初期消火の方法】

### 1 石油ストーブが倒れた時の火災

- ・ 消火器で消す。
- ・ 毛布などをかぶせ、その上から水をかけて消す。

### 2 電気器具や配線などの火災

電気器具に直接水をかけると、感電することがあるので危険。

- ・ ブレーカーを切る。
  - ・ コンセントを抜く。
  - ・ スイッチを切る。
- などして電気を断ってから
- ・ 消火器で消す。
  - ・ 水をかけて消す。

### 3 ふすま、板壁、家具などの火災

木材や紙の火災は消火器でも消せるが、水で消すことが最も有効

- ・ 火が小さいうちは、燃えている物に水をたたきつけるようにかける。
- ・ ふすまや壁など、立面が燃えているときは、天井への燃え上がりを防ぐため、燃えている上の方に狙いを付け、半円を描くように広めに水をかける。
- ・ カーテンなどは引きちぎり、障子などは倒して踏み消す。
- ・ 消えたように見えても残り火や余熱で再び燃えることがあるので、水をかけて完全に消す。

### 4 ガス器具などの火災

- ・ ガスストーブ、コンロなどの火災は、ガスの元栓を閉めてから消火する。
- ・ ガスが漏れているときは、ちょっとした火花でも爆発のおそれがあるので、周囲の火の気を断ち、ガスの元栓を閉め窓や扉を開けて、ガスが屋外へ出るようにしてから避難する。

### 5 天ぷら油の火災

火のついた油が大きく飛び散って危険となるため、絶対に鍋に水を直接かけないこと。油鍋に火が入ったときは、まずガスの元栓を閉め、次のいずれかの方法で消す。

- ・ 消火器を使用するのが最も安全で効果的
- ・ おおきなフタを手前の方から滑らせ、鍋にかぶせる。
- ・ 濡らしたシーツやバスタオルを絞って鍋を覆う。覆った後は、4～5分待



ってから消えていることを確認する。覆った直後にとると再び燃え出す危険がある。

### 【消火活動のポイント】

- 消火器による消火
  - ・ できるだけ姿勢を低くして、煙や熱から身を守るように構え、ノズルを火元に向ける。
  - ・ 粉末消火器は、一旦火が消えたように見えても再び燃え上がる危険があるため、バケツなどで水をかけて完全に消火する。
  - ・ 強化液消火器は、壁面が燃えているような場合は、炎より少し上からかけると効果がある。
  - ・ 運んでいる途中で安全ピンを抜くと、消火する前に薬剤が放射するおそれがあるので注意する。
  - ・ 室内の初期消火の限界は、炎が天井に達するまでであり、一人ではなく家族、隣近所で協力して消火する。
- バケツリレーによる消火
  - ・ バケツリレーは、火元に向かって背中合わせで2列に並び、バケツを手渡しする。



## 第10 救出・救護

### 1 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

### 2 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要する者であると認めたときは、救急車の要請をするほか、医療機関に搬送する。

### 3 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。



## 【救出活動の実施要領】

### 1 転倒家具に挟まれている者の救出

- ・ 挟まれている者に声をかけ、安心感を与える。
- ・ 周囲の人に声をかけ応援を求める。
- ・ 挟まっているものに覆いかぶっているものをできるだけ除去する。
- ・ てこの原理を利用して、すき間をつくり、痛みを和らげる。
- ・ てこに使う支点は、角材などの堅く安定性のある物を使用する。
- ・ 家具などの一部を破壊するか、中の収容物を取り除くなどして重量を軽くする。
- ・ 持ち上げてできた空間が崩れないように、空間に角材などを当て補強する。
- ・ すき間があれば、てこの代わりに自動車用ジャッキを使って持ち上げる。
- ・ 被害者に声をかけながら行い、不用意に引きずり出したりせず慎重に行う。

### 2 倒壊建物からの救出

- ・ 挟まれている者に声をかけ、安心感を与える。
- ・ 挟まれている者の人数を確認する。
- ・ 周囲の人に声をかけ応援を求める。
- ・ リーダーを決め、手順を確認しながら作業を行う。
- ・ 進入するときは、余震の有無や足場の安全などを確かめ、二次災害が起こらないよう注意する。
- ・ あらかじめ手で取り除ける物はすばやく取り除く。瓦礫や土砂はスコップを使って取り除く。
- ・ 被害者が挟まれている場所の状況を確認し、作業の妨げとなる部分を、のこぎりやバールなどを使って取り除く。梁や柱は切断場所によっては崩れることがあるので十分注意する。
- ・ てこの原理を利用して、すき間をつくり、痛みを和らげる。
- ・ てこに使う支点は、角材などの堅く安定性のある物を使用する。
- ・ 持ち上げる高さは、救出に必要なスペースとし、空間が崩れないように空間に角材などを当て補強する。
- ・ すき間があれば、てこの代わりに自動車用ジャッキを使って持ち上げる。
- ・ 被害者に声をかけながら行い、不用意に引きずり出したりせず慎重に行う。

### 3 高所から降りられなくなった者の救出

- ・ 要救助者が高齢者等の場合は、救助者が先に上がり、相手の腰にロープを

結び、降りる速度に合わせて少しずつ緩め降ろす。

- 要救助者が歩けない場合は、要救助者を背負いロープなどで固定し、転倒しないようにゆっくり降りてくる。



## 【救護活動の実施要領】

### 1 負傷者の搬送

#### (1) 毛布と棒を利用した負傷者の搬送

- ・ 毛布1枚と2mくらいの丈夫な棒(物干し竿など)2本を用意する。
- ・ 毛布を広げ3分の1のところに棒1本を置く。
- ・ 棒を包むように毛布を折り返す。
- ・ 折り返された毛布の端にもう1本の棒を置き、その棒を織り込むように残りの毛布を折り返す。
- ・ 原則として3名1組で搬送するものとし、1名が担架の横につき負傷者の状況を確認する。
- ・ 負傷者の足側を先にして、振動を与えないように、水平にして静かに運ぶ。
- ・ 前へ進むときは、担架の前を持っている人は左足から、後ろの人は右足から踏み出す。

#### (2) 椅子を使った負傷者の搬送

- ・ 負傷者を椅子に座らせ、前後又は左右に位置し、椅子の枠をしっかりと持つ。
- ・ 移動中は負傷者の状態を観察する。椅子の背中側を少し後ろに傾け、負傷者が椅子から落ちないように注意して運ぶ。

#### (3) 徒手による負傷者の搬送

- ・ 1人支持搬送：支持者が松葉杖的な役割で歩行を助ける。意識があり、歩くことができる負傷者や片足に軽傷を負った負傷者に用いる。
- ・ 2人支持搬送：支持者の1人が負傷者の後ろに回り、背中から脇の下に手を入れて持つ。もう1人の支持者が負傷者の脚を持つ。ゆっくり持ち上げ搬送する。

### 2 人が倒れていたら

#### (1) 容態の観察

- ・ 容態の観察を行う前に、倒れている場所が安全かどうか確認する。危険な場所ならば、安全な場所に移動する。
- ・ 熱(日)射病を除き、衣服、毛布などで身体を包んで保温する。
- ・ 骨折しているかもしれないので、やむを得ず動かしたりするときは、できるだけ静かに行う。

## (2) 気道確保

- ・ 意識がなくなると、あご、首、舌などの筋肉が緩み、舌の付け根がのどに落ち込んで気道を狭くし、次第に気道をふさいで呼吸困難となることから、気道の開放を急ぐ必要がある。
- ・ 気道の確保は、片手を額に当て、もう一方の手の人差し指と中指の2本をあご先に当て、あごを引き上げながら頭を後ろにそらせる。
- ・ 新生児や乳児は、首がしなやかなので、頭を後ろにそらせ過ぎると、逆に気道をふさいでしまうので注意する。
- ・ 口の中の嘔吐物などを取り除く場合は、指にハンカチ、ガーゼなどを巻き、異物をかき出す。
- ・ 口の中の嘔吐物を拭き取る場合は、顔を横に向けさせ、異物を口の中に押し込んだり、嘔吐をさせないように注意する。

## (3) 呼吸を調べる

- ・ 気道を確保した状態で、自分の顔を傷病者の胸部側に向ける。
- ・ 頬を傷病者の口・鼻に近づけ、呼吸の音を確認するとともに、自分の頬に傷病者の吐く気を感じ取る。
- ・ 傷病者の胸腹部を注視し、胸や腹部の上下の動きを見る。
- ・ 10秒以内で調べる。
- ・ 呼吸音も聞こえず、吐く息も感じられず、胸腹部の動きがなかったり、それらが不十分な場合には、「呼吸なし」と判断する。

## (4) 回復体位（側臥位）のとりせ方

- ・ 意識はないが十分な呼吸をしている場合には、吐物等による窒息を防ぐため、傷病者を回復体位にする。
- ・ 下あごを前に出し、両ひじを曲げ上側の膝を約90度曲げて、傷病者を後ろに倒れないようにする。

## (5) 人口呼吸

- ・ 呼吸がなければ人口呼吸を開始する。
- ・ 気道を確保したままで、額に当てた手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまむ。
- ・ 口を大きく開けて傷病者の口を覆い、空気が漏れないようにして、息をゆっくりと2回吹き込む。

※ 口対口の人口呼吸に抵抗がある場合は、ハンカチや簡易型マスクを利

用する。

#### (6) 循環のサインの確認

- ・ 傷病者の口に耳を近づけて、次の兆候「循環のサイン」の有無を調べる。
- ・ 呼吸をしているか。（目で胸の動きを見たり、呼吸の音を聞く）
- ・ せきをしているか。
- ・ 体に何らかの動きが見られるか。
- ・ 循環のサインは、10秒以内に調べる。
- ・ これらの兆候がなかったり、明らかでない場合は、「循環のサイン」なしと判断し、直ちに心臓マッサージを開始する。

#### (7) 心臓マッサージ

- ・ 循環のサインがない場合は、直ちに心臓マッサージを開始する。

##### ※ 心臓マッサージの手を置く位置の見つけ方

- ・ 胸部の一番下の肋骨を人差し指と中指の2本の指で触れる。
- ・ そのまま2本の指を、肋骨の縁に沿って胸の真ん中まで、すべるように移動させる。
- ・ 真ん中のヤマ形の頂点のところで指を止め、それに並べるようにもう一方の手の付け根を置く。この置かれた手の付け根の位置が圧迫部位となる。
- ・ 他方の手をその手の上に重ねる。
- ・ ひじを真っ直ぐに伸ばして体重をかけ、胸を3.5～5cm圧迫する。手のひらの付け根で圧迫する。
- ・ 1分間に100回の速さで15回圧迫する。

#### (8) 心配蘇生法の実施

- ・ 15回の心臓マッサージと、2回の人口呼吸のサイクル（15：2）を繰り返す。
- ・ 人口呼吸は1回の吹き込み時間に2秒かけて、5秒に1回の速さで行う。
- ・ 最初に心臓マッサージ15回と人口呼吸2回のサイクルを繰り返し、4サイクル行った後に、循環のサインの有無を10秒以内に調べる。その後は、心臓マッサージ15回と人工呼吸2回のサイクルを繰り返し、2～3分ごとに、循環のサインの有無を10秒以内に調べる。
- ・ もし、途中で循環のサインが見られた場合には、呼吸が不十分であれば人口呼吸のみを続け、十分な呼吸も見られるならば、気道を確保しながら

回復体位にする。

### 3 出血していたら

#### (1) 直接圧迫止血法

- ・ 出血部分を清潔なガーゼや布を当て、手で強く押さえる。
- ・ 出血部位を押さえるガーゼや布は清潔で厚みがあり、出血部位を十分に覆うことができるものを使う。

#### (2) 間接圧迫止血法

- ・ 主に手や足から出血している場合、出血している部位より心臓側の近い部位の止血点を手や指で止血する。
- ※ 止血が長時間(約30分以上)に及ぶ場合は、30分に一度、圧迫を弱め血流を約1～2分程度再開させる。





## 第11 給食・給水

避難所等における給食・給水等は、次のとおり行う。

### 1 給食の実施

給食・給水班員は、町から配分された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等により、炊出し等の給食活動を行う。

### 2 給水の実施

給食・給水班員は、町から提供をされた飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

### 3 その他

その他物資の配布があった場合は、円滑かつ迅速に処理する。

## 第12 災害時要援護者対策

### 1 災害時要援護者登録台帳・マップ等の作成

災害時に安否確認をし、避難状況等を把握するため、災害時要援護者登録台帳・マップ等を作成し、民生・児童委員、消防団、町、社会福祉協議会等と連携して対応する。

### 2 災害時要援護者の避難支援

災害時要援護者に対する安否確認、避難支援、救出・救護活動について、あらかじめ十分な検討を行い、災害時要援護者への支援体制を整備する。

## 第13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織、コミュニティとの連携を図る。

## 第14 防災資機材の備蓄・管理

防災資機材の備蓄・管理については、次のとおり行うものとする。

### 1 配備計画

次に例示する防災資機材について、必要に応じて順次整備していくものとする。

また、各家庭から共用品として持ち出し可能な資機材をリスト化しておくとともに、救助用大型工作資機材については、町内の土木・建設業者等に対して、災害時に資機材の対応が得られるよう協議しておくものとする。

#### (1) 情報の収集・伝達用

ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ、腕章など

#### (2) 初期消火用

消火器、水バケツ、街頭用消火器、ヘルメット、とび口など

#### (3) 水防用

スコップ、ツルハシ、ロープ、かけや杭、土のう袋など

#### (4) 救出用

バール、のこぎり、ジャッキ、ハンマーなど

#### (5) 救護用

担架、救急セット、テント、毛布、シート、簡易トイレなど

#### (6) 避難用

ロープ、リヤカー、強力ライト、ハンドマイク、警笛など

#### (7) 給食・給水

炊飯装置、鍋、こんろ、給水タンク、ガスボンベ、配膳用食器など

#### (8) その他

簡易格納庫、ブルーシートなど

### 2 定期点検

防災資機材は、定期的、計画的にこれを整備・点検し、いつでも活用できるようにする。

### 別紙3（要援護者支援プランの参考例）

#### 〇〇防災会災害時要援護者避難支援プラン

（趣旨）

第1条 このプランは、障害者やひとり暮らし高齢者などの災害時要援護者が、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするための支援制度をつくり、災害時要援護者が地域内で安全、安心に暮らすことが出来るようにしようとするものである。

（対象者）

第2条 この制度による支援の対象とする者は、災害時において地域での支援を希望する次のいずれかに該当する者であって、支援を受けるために必要な自己に関する個人情報を提供することに同意した在宅の者をいう。

- (1) 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5の者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級及び2級の者
- (3) 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA判定の者
- (4) ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に属する者
- (5) 前各号以外で、民生委員・児童委員が特に災害時の支援が必要と認めた者

（登録申請）

第3条 この制度による支援を受けようとする者は、あらかじめ災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（様式第1号）により会長に申請しなければならない。

2 登録申請を容易にするため、民生委員・児童委員等の協力を得て取り組むものとする。

（避難支援者）

第4条 会長は、災害時要援護者本人の意向を極力尊重した上で、原則として要援護者1人に対し、2名程度の避難支援者を選出する。

（避難支援者の役割）

第5条 避難支援者は、災害時要援護者に対し次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等
- (2) 前号の活動を容易にするため、日常生活における声掛け、安否確認、相談等

（台帳の管理等）

第6条 災害時要援護者台帳の原本は、会長が保管し、副本は、民生委員・児童委員

及び避難支援者が保管する。

2 災害時要援護者台帳（副本を含む。以下同じ）は、毎年、内容確認を行い、変更がある場合は更新を行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、その都度更新を行うものとする。

(1) 災害時要援護者の死亡、住所変更が判明した場合

(2) 避難支援者を変更する必要がある場合

3 災害時要援護者台帳は、避難支援者の役割に掲げる支援以外の目的で使用してはならない。

4 会長及び災害時要援護者台帳を保管するものは、災害時要援護者台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。また、支援をする役割を離れた後も同様とする。

5 災害時要援護者台帳は、紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

6 災害時要援護者台帳を保管するものが災害時要援護者台帳を紛失したときは、速やかに、会長に報告しなければならない。

(情報伝達体制)

第7条 災害時における避難情報の伝達方法については、防災無線、消防団による伝達、民生委員・児童委員による伝達、避難支援者による伝達などの方法等により行うものとする。

(避難指示、避難勧告、避難準備情報)

第8条 会長は、災害時要援護者の避難行動には比較的長い時間を要することを考慮し、「避難準備情報」を「災害時要援護者避難情報」と位置付けるものとする。

2 避難準備情報が発令された場合、災害時要援護者と避難支援者は相互に連絡を取り合い、避難支援者は、災害時要援護者の所在確認を行う。

(その他)

第9条 本支援制度は、避難支援者のボランティア精神に基づき支援を受けるものであり、災害時要援護者が災害時要援護者台帳への登録によって、災害時の支援を絶対的に保証されるものではない。

2 共助の精神に基づき地域においてすでに独自の支援体制を確立しているものについては尊重する。

附 則

この制度は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(様式第1号)

災害時要援護者登録申請書兼登録台帳

平成 年 月 日

〇 〇 会長 殿

申請者

(住 所)

(氏 名) ㊟

(電話番号)

災害時要援護者の登録について、申請します。なお、災害時の支援に必要となる私の個人情報について、町の関係部署、消防関係者、民生委員・児童委員及び地域支援者に提供することを承諾します。

登 録 を 受 け る 者	住 所			
	(ふりがな)		生年月日	年 月 日
	氏 名		電話番号	
	特 記 事 項	(災害時に知っておいて欲しいことなど)		
	緊急連絡先	氏 名	登録者との関係	電 話 番 号
(備考)				
(担当民生委員)		(担当ほのぼの交流員)		

調 査 書

本人の状況	<input type="checkbox"/> 要介護高齢者（要介護度：    ） <input type="checkbox"/> 障害者（                    ） <input type="checkbox"/> 高齢者世帯（一人ぐらし、高齢者のみ） <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> その他（                    ）	
	特記事項：	
家族構成 （本人除く）  ※（ ）続柄	1 （    ）	家屋の構造と階数 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 平屋建 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> その他（                    ） <input type="checkbox"/> 3階以上  本人の就寝場所 階数：（    階）       位置：（            ）
	2 （    ）	
	3 （    ）	
	4 （    ）	
	5 （    ）	
	6 （    ）	
緊急時の 親族連絡先	氏名：	本人との関係
	（                    ）	
	住所：	電話番号：
緊急時の 親族連絡先	氏名：	本人との関係
	（                    ）	
	住所：	電話番号：

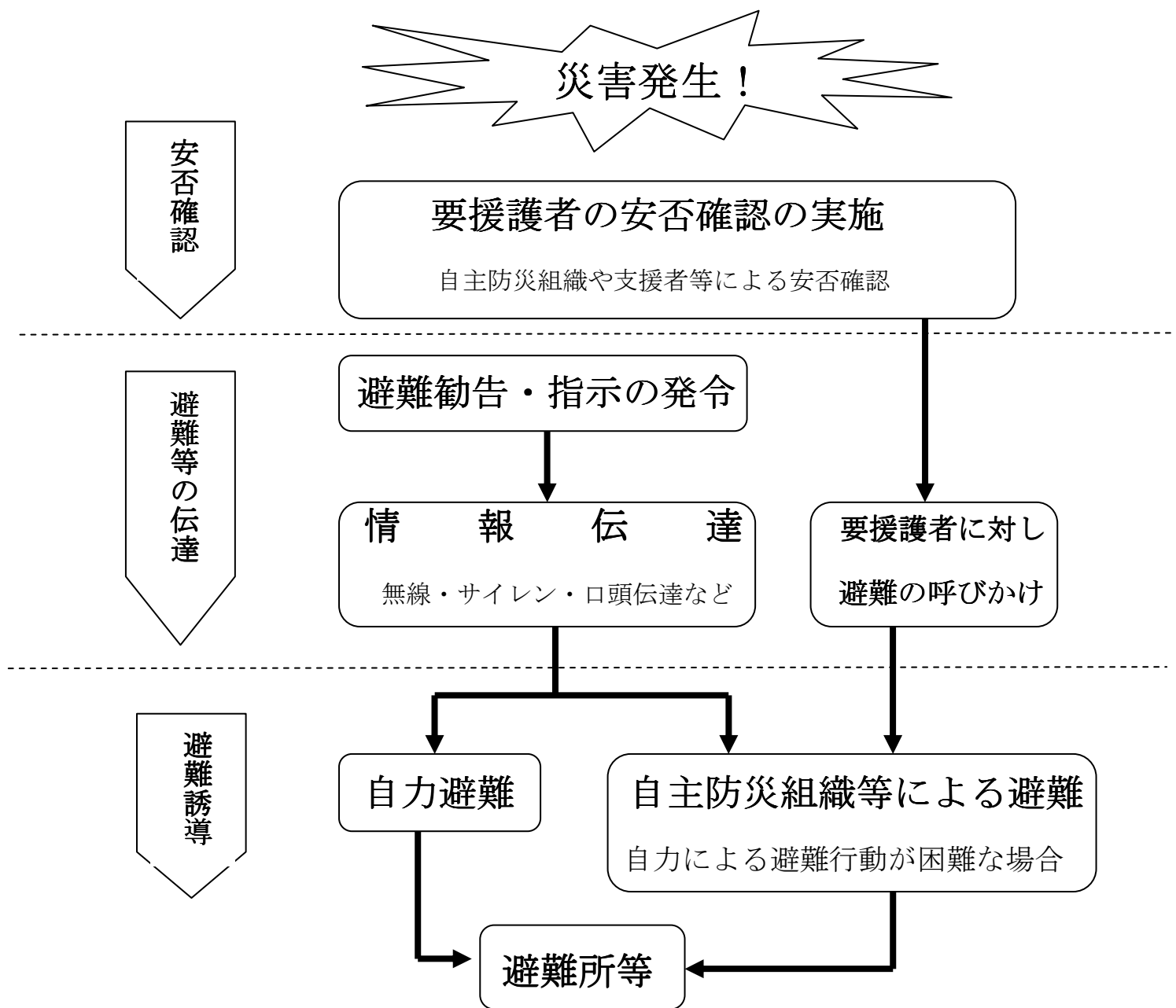
避難支援者

氏名：	登録者との関係（                    ）
住所：	連絡先
氏名：	登録者との関係（                    ）
住所：	連絡先
氏名：	登録者との関係（                    ）
住所：	連絡先

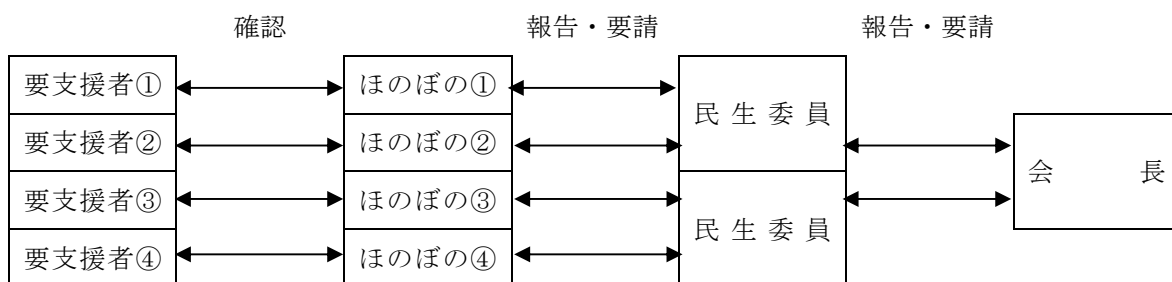
## (裏面)

身体に関する事項			
歩行	<input type="checkbox"/> つかまらないでできる	<input type="checkbox"/> 何かにつかまればできる	<input type="checkbox"/> できない
移動	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 見守り	<input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助
	( <input type="checkbox"/> 自力歩行	<input type="checkbox"/> つえ歩行	<input type="checkbox"/> 車いす使用 <input type="checkbox"/> 寝たきり
食事	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 見守り	<input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助
排泄	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 見守り	<input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助
特記事項			
意思疎通に関する状況			
視覚	<input type="checkbox"/> 普通（日常支障ない）	<input type="checkbox"/> 約1m離れた図が見える	
	<input type="checkbox"/> 目の前の図が見える	<input type="checkbox"/> 見えない	
聴覚	<input type="checkbox"/> 普通（日常支障ない）	<input type="checkbox"/> 普通の声がやっと聞こえる	
	<input type="checkbox"/> なんとか聞き取れる	<input type="checkbox"/> 全く聞こえない	
指示	<input type="checkbox"/> 指示が通じる	<input type="checkbox"/> 指示がときどき通じる	<input type="checkbox"/> 指示は通じない
特記事項			
医療・福祉サービス			
<input type="checkbox"/> デイサービス	<input type="checkbox"/> ショートステイ	<input type="checkbox"/> 訪問介護	<input type="checkbox"/> 訪問看護
<input type="checkbox"/> 人口透析（ 週 回 医療機関： ）			
特記事項			
その他避難支援に関する情報			
※会長等記載欄			

# 災害発生時の災害時要援護者支援の流れ



## 【要援護者支援体制】





## 別紙4（避難所運営マニュアルの参考例）

### 〇〇自主防災会避難所運営要領

#### 第1 目的

このマニュアルは、危機発生時において地域の皆さんの避難所の運営の手順などを定め、秩序ある避難所生活となることを目的として作成したものです。

#### 第2 避難者の避難所における役割、行動の基本

- 1 高齢者、障害者、乳幼児、傷病者、妊産婦などの災害時要援護者を最優先とするとすることを基本とします。
- 2 避難所の運営は、避難者自ら行うものとし、避難所に滞在するすべての者が何らかの役割を分担することを基本とします。
- 3 避難所は、避難所運営組織による避難者相互の協議において、運営しましょう。

#### 第3 本要領の構成

- 1 避難所の開設について
  - (1) 避難所の開設
  - (2) 町の担当職員が不在の場合
- 2 避難所運営組織の結成
  - (1) 避難所運営組織の結成
  - (2) 構成員
  - (3) 避難所運営組織の役割
  - (4) 避難所担当の町職員
- 3 避難所の運営について
  - (1) 避難者名簿の作成
  - (2) 避難所スペースの割り当て
  - (3) 避難所ルールの取り決めと徹底
  - (4) 食品、生活必需品の請求、受け取り、配布
  - (5) 健康相談場所の確保
- 4 避難所運営に関するその他の留意事項
  - (1) 避難所施設管理者への要請
  - (2) 警察機関及び防犯隊員との連携

## 1 避難所の開設について

### (1) 避難所の開設順位など

ア ○○を1次的に避難所として開設します。

イ 避難者数などの状況に応じ、2次的にその他の公共施設が避難所として指定されます。

ウ 原則として、避難所には町職員が連絡員として配置されます。

### (2) 町の担当職員が不在の場合

ア △△が管理している鍵により、○○を開放します。

イ 避難者は、世帯ごとに避難者氏名を用紙等に、避難者自ら記入し、代表者が取りまとめてください。

ウ 町の担当職員が到着したら、取りまとめた用紙等を提出してください。

エ 町の担当職員が到着しない場合は、町対策本部へ連絡してください。

(電話 8 8 局 2 1 1 2 番)

## 2 避難所運営組織の結成

### (1) 避難所運営組織の結成

ア できるだけ早期に、避難所による避難所による自治を行う避難所運営組織を結成し、避難者自ら避難所を運営する態勢を整えましょう。

イ 避難所運営組織は、秩序ある避難所生活のため、避難者の取りまとめ役となります。

### (2) 構成員（役員）

- ・ 避難者の代表者（数名、自主防災組織の代表者等が望ましい。）
- ・ 消防団の代表者
- ・ 防犯隊の代表者
- ・ 施設管理者
- ・ ボランティアの代表者 など

### (3) 避難所運営組織の役割

- ・ 避難所における滞在場所（受入スペース）の割振り
- ・ 避難所における食料、救援物資等の収受、配布
- ・ 避難者カードの取りまとめ、及び避難者受入記録簿の作成
- ・ 安否確認への対応
- ・ 郵便物、宅配便の取次ぎに関すること

- ・ 避難者生活関連情報などの収集、伝達に関すること
- ・ ごみ、トイレ、清掃など、避難所の衛生管理に関すること
- ・ ボランティアニーズの把握と、受入れに関すること
- ・ その他、避難所の管理に関し必要なこと

#### (4) 避難所担当の町職員

運営組織が結成された場合、対策本部又は地区活動拠点との連絡調整要員となります。必要に応じて、避難所運営組織にアドバイスします。

### 3 避難所の運営について

#### (1) 避難者名簿の作成

ア カードを配り、避難した住民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示します。

イ 避難者カードを基に、できる限り早い時期に、避難者受入れ記録簿を作成し、避難所運営のための基礎資料として事務室内に保管します。

ウ 取りまとめた避難者数などについては、町の担当者を通じて対策本部へ報告してください。

#### (2) 避難所スペースの割振り

避難者の受入れスペースの指定にあたっては、高齢者、心身障害者、乳幼児、病弱者、妊産婦などの災害時要援護者を優先し、暖かいところ、トイレに近いところを割り当てましょう。

#### (3) 避難所ルールの取り決めと徹底

避難所でのルールを協議の上取決め、避難者への徹底を図りましょう。

<例>

- ・ 消灯時間に関すること
- ・ トイレの使用に関すること
- ・ 電話の使用に関すること
- ・ 外履きの保管に関すること

#### (4) 食品、生活必需品の請求、受払い、分配

ア 避難所の人数及び必要物資などのニーズを把握します。

イ 避難所に保管されている食料品、生活必需品、その他の物資の不足分を把握します。

ウ 町の担当職員を通じ、対策本部に報告して、調達、供給を要請します。

エ 到着した食料品や物資を受取ったときは、その都度避難所物品受払簿に記

入の上、配布します。

オ 食料品や物資の受払い及び分配は、避難所運営組織が行います。

**(5) 健康相談場所の確保**

ア 健康相談の場所を確保しましょう。

イ 保健師の配置、又は医師等の定期的な巡回について、対策本部と協議してください。

**4 避難所運営に関するその他留意事項**

**(1) 警察機関及び防犯隊員との連携**

警察機関及び防犯隊員と連携し、防犯パトロール組織を結成し、被災地域の治安の維持に努めましょう。

避難者名簿

月日	時刻	世帯主名	氏名	住所	備考





## 階上町自主防災組織の手引

編集

階上町総務課総務グループ

〒039-1201

青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1番地87

電話 0178-88-2112